最低工賃の改正決定に関する公示

山梨労働局最低工賃公示第1号

家内労働法(昭和45年法律第60号)第10条の規定に基づき、山梨県婦人服製造業最低工賃(令和3年山梨労働局最低工賃公示第1号)の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和6年3月18日

山梨労働局長 髙西 盛登

山梨県婦人服製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 山梨県の区域内で婦人服製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額 欄に掲げる金額

品目	工程	規	格	金	額
ワンピース	そで口あきみせ			1着(両そで)につき	16円
上衣	まつり				
コート	千鳥掛け	千鳥の間隔が6	ミリメートル	5センチメートルにつ	つき 11円
スカート		以上のもの			
スラックス	星入れ			10センチメートルにつ	つき 17円
ブラウス	ボタン付け	根巻きなし2つ2	穴のボタンを	1個につき	9円
		付けるもの			
		根巻きあり4つ2	穴のボタンを	1個につき	11円
		付けるもの			
	かぎホック付け			1組につき	17円
	スナップ付け			1組につき	17円
	糸ループ付け	糸ループの長さが3センチメ ートルのもの(作り付け)		1か所につき	10円
		糸ループの長され	が5センチメ	1か所につき	11円
		ートルのもの (作り付け)			
	×印しつけ止め			1か所につき	11円
	肩パット付け			1着(両肩)につき	42円
婦人用M丸	オーバーロック	長そで		1 着につき	95円
首無地セー	ミシンによる縫	肩・そで及びわき			
ター	製				
	リンキングミシ	衿(ハイネック	12ゲージ	1 着につき	89円
	ンによる取付け	に限る)			
	手かがり	衿(ハイネック)	こ限る)	1着につき	43円

- 備考1 金額欄中に表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たりに換算した額とし、長さ1センチメートル未満及び金額円未満については、これを四捨五入するものとする。
 - 2 品目欄中のワンピース、上衣、コート、スカート、スラックス及びブラウスについては、 手作業によるまとめの業務に限るものとする。
- 4 効力発生の日 令和6年4月17日